

年金機構けんぽからのお知らせ(第 230 号)01. 8. 29

令和元年 8 月の前線に伴う大雨による災害により被害を受けられた皆様へ（佐賀県の一部の市町村に災害救助法が適用）

この度の大雨により被害を受けられた皆様、心よりお見舞い申し上げます。
当健保組合における健康保険に関する当面の取扱いについてお知らせします。

1 健康保険被保険者証の取扱いについて

- ① 被保険者証を紛失または所持せずに避難された場合、医療機関等の窓口で下記事項を申し出ることにより、受診できます。
 - i 氏名
 - ii 生年月日
 - iii 連絡先（電話番号等）
 - iv 事業所名（日本年金機構）
- ② 被保険者証を紛失された場合は、「健康保険 被保険者証 再交付申請書」により申請してください。
「再交付の理由」欄には、「令和元年 8 月の前線に伴う大雨による災害」と記入してください。

2 一部負担金等の支払いの猶予及び減額免除について

災害発生に関し、一部負担金等に係る自己負担額の支払いが困難な方々の支払いの猶予及び減額免除については、詳細が決まり次第、ご連絡いたします。

※任意継続被保険者の皆様

納付期限までに納付されなかった方で、被災地域にお住いの方については、被害状況に応じて納付期限の延長が可能です。下記までご相談ください。

<お問い合わせ先>

日本年金機構健康保険組合 業務課

〒168-8548

東京都杉並区高井戸西3-5-24

電話：03-5336-0313